

件名	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。</p> <p>また、関幼稚園及び関保育園につきましては、平成28年4月1日から新たに認定こども園となります。</p> <p>これらのことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 本条例の対象となる職員の表記を「本市に常時勤務する一般職の職員」に改めることとします。 <第1条関係></p> <p>(2) 病院事業及び認定こども園に係る職員の定数について、次のとおり整備することとします。 <第2条関係></p> <p>ア 病院事業の職員の定数については、市長の事務部局の職員の定数から減じ、地方公営企業の職員において別に100人と定めます。</p> <p>イ 地方公営企業の職員の定数において、病院事業の職員の定数を定めることに伴い、水道事業の職員の定数の区分を新たに設けます。</p> <p>ウ 幼稚園の所管は教育委員会であり、認定こども園の所管は市長であることから、幼稚園から認定こども園に配置換えとなる職員3人については、教育委員会の所管に属する職員の定数から減じ、市長の事務部局の職員の定数に加えます。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 40 号

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

亀山市職員定数条例（平成 17 年亀山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局、議会、監査委員及び教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する」を「本市に常時勤務する」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「434 人」を「337 人」に改め、同項第 3 号を次のとおり改める。

（ 3 ）地方公営企業の職員

ア 水道事業（工業用水道事業を含む。） 19 人

イ 病院事業 100 人

第 2 条第 1 項第 8 号中「40 人」を「37 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。